

事例1-(2)-①	
件名	製造所固有記号制度
改善の方向	<p>消費者庁は、製造所固有記号制度の信頼性を向上させ、消費者や保健所が製造所固有記号から容易に製造所の所在地及び製造者の氏名を把握することができるよう、製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設け、現在使用されている記号のみが掲載される仕組みを整備した上で、消費者に公開することが必要である。</p> <p>また、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続などを設けることが必要である。</p>
意見・要望等	<p>製造所固有記号制度においては、i) 同一記号が複数の製造所で使用されている、ii) 変更・廃止の手続制度がなく既に使用していない記号が残存している等の状況にあることから、現在使用している記号の検索がしにくいなどの問題があり、保健所でも利活用しにくいものとなっている。データの信頼性が高く、一般消費者にも利用しやすいものにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>
府省名	消費者庁
関係法令名	<p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）</p> <p>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下、本事例において「表示基準府令」という。）</p> <p>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下、本事例において「乳等表示基準府令」という。）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>内閣総理大臣は、一般消費者に対する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、添加物等に関する表示についての基準を定めることができることとされている（食品衛生法第19条第1項）。</p> <p>また、食品、添加物等について、この内閣総理大臣の定める基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならないこととされている（食品衛生法第19条第2項）。</p> <p>さらに、食品又は添加物であって販売の用に供するものは、容器包装を開かないでも容易にみることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に名称、賞味期限又は消費期限、製造所（加工所）の所在地及び製造者（加工者）の氏名等を記載しなければならない（表示基準府令第1条第2項及び乳等表示基準府令第3条第2項）。</p> <p>ただし、製品の容器包装の表示面積が小さいため、上記の表示がで</p>

きない場合等に、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるもの）又は、販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号の記載をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができるとされている（表示基準府令第10条及び乳等表示基準府令第3条第2項）。

消費者庁が製造所固有記号の届出を行う事業者用に作成した「製造所固有記号に関する手引き（Q&A）」（平成21年9月消費者庁食品表示課）によれば「この製造所固有記号は、あらかじめ製造者又は製造者と販売者が連名で消費者庁長官に届け出るものであり、製造を他社工場に委託している販売者が自社の名称、所在地を表示することが認められている。このため、1販売者から複数の工場（製造所）に製造を委託する場合、販売者と記号の組合せから工場（製造所）を特定できるよう1工場（製造所）ごとに異なる製造所固有記号を取得する必要がある。」とされている。

また、消費者庁では、食中毒事故等が発生した際に、保健所等の関係部署が製造者を特定し、原因究明を迅速に図れるようにするため、事業者から届出のあった製造所固有記号の情報をデータ化し、製造所固有記号データベースに登録しており、平成25年12月時点で、88万7,975件の製造所固有記号が登録されており、消費者庁のほか、都道府県、保健所等において検索等が可能となっている。

[問題となる実態等]

調査した9保健所において、製造所固有記号データベースの登録済データを確認したところ、次のとおり、異なる製造者及び製造所で製造されている製品に同じ記号が付けられており、製造者及び製造所の迅速な特定が困難な事例がみられた。



(事例) 製造者及び製造所が特定できないもの

- 1 製造者及び販売者が連名で届け出た製造所固有記号を使用する場合、製品には、表示基準府令第10条に基づき、i) 販売者の住所、氏名、販売者である旨（下記図表の点線部）、ii) 届け出た製造所固有記号（下記図表の下線部）が表示されている。

販売者	(有)D	<u>TN</u>
	(有)Dの所在地	

- 2 1の販売者「(有)D」の製造所固有記号「TN」を製造所固有記号データベースの登録済データでみると、以下のとおり、異なる複数の製造者、製造所住所及び製造所で登録されている。

製造者	製造所住所	製造所名
A(有)	愛知県	A(有)
B協同組合	埼玉県	B協同組合
C(株)	静岡県	C(株)

また、調査した6保健所では、業務において製造所固有記号データベースを利用していないとしている。その理由として、製造所固有記号制度には変更・廃止の手続きがなく、届出内容に変更が生じた場合は新たに記号を届け出るほか、使用しなくなった記号は削除されることなく蓄積されているため、実際に使用されている記号だけを特定することが困難となり、データベースとして使いにくいことを挙げている。

消費者庁では、製造所固有記号制度に変更・廃止の手続きがない理由について不明であるとしている。

一方、調査した事業者では、変更手続きがないことにより、事業所が製造所を移転した場合に、新たな製造所固有記号を届け出なければならぬため、届出済みの製造所固有記号が印字された外装フィルムを廃棄することになり、数十万円から数百万円分の損失が生じたとしており、また、移転元の製造所の固有記号は今後使用されることはないにもかかわらず、廃止手続きがないため、製造所固有記号データベースに残ったままとなっているとしている。

さらに、製造所固有記号の届出方法は郵送に限定されているが、調査した事業者は、毎年数十件の製造所固有記号の届出を行っているため、オンラインでも手続可能としてほしいとしている。

加えて、製造所固有記号データベースは、消費者や事業者には公開されていないが、この理由について消費者庁は、食中毒等が発生した際に、その原因となった製造所等を把握し、被害の拡大防止を

	<p>図ることを目的としているものであり、一般に公開する必要性が低かったためであるとしている。</p> <p>しかし、食品衛生法第19条において、同条に基づく表示の基準は、一般消費者に対する食品等に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から定めるものとしていることから、当該表示に代えて表示することとされている製造所固有記号の内容は本来消費者に公表されるべきものと考えられる。</p>
--	---